

職員の処分について

《市長コメント》

私から職員の不適切な事務処理 2 件に係る処分について申し上げます。

初めに、福祉部子育て支援課における不適切な事務処理について申し上げます。

放課後児童クラブの入級児童に係る傷害保険の取り扱いにおきまして、保護者から預かった保険料を速やかに保険会社へ納付し、保険加入手続きをすべきところ、それを怠り、課内の手提げ金庫及び自席の机に保険料を保管していたことにより、入級児童の事故に対し、本来給付されるべき保険金が給付されず、市費により支出することになったものであります。さらに、今回の件で保険料の保険会社への支払い遅延件数が、平成 24 年度は 58 件、平成 25 年度は 40 件の計 98 件あったことが判明いたしましたので、石巻市職員分限懲戒審査会に諮問を行い、その答申に基づきまして、24 日付けで、当該職員（主事、男性、31 歳）に対して、懲戒処分として 1 月間給料の 10 分の 1 の減給処分を行いました。

また、管理監督者であった当時の課長に対しては文書訓告処分、担当部長及び次長に対しては注意を行いました。

次に、復興事業部復興住宅課における不適切な事務処理について申し上げます。

災害公営住宅の整備を宮城県に委託して施行するにあたり、「地方自治法第96条第1項第5号」並びに「石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条」に規定する石巻市議会の議決を得ないまま、本年6月4日付けで「東日本大震災による災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定」2件を締結したものであります。

このような不適切な事務処理が判明いたしましたので、石巻市職員分限懲戒審査会に諮問を行い、その答申に基づき、同じく24日に、私から、担当課長に対して嚴重注意、担当部長及び次長に対して注意を行いました。

なお、本件につきましては、本日の市議会第5回臨時会において追認の議決をいただくべく、議案の提案をいたしております。

今後は、再発防止に努め、市民の皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって震災からの復旧・復興業務に取り組んでまいります。